

体験入学について

尾張旭市教育委員会

海外在住で長期休業日等により一時帰国された児童生徒は、受け入れ先の学校（以下、入学校）の許可により、市立小中学校への体験入学をしていただくことができます。体験入学を希望される方は、下記の内容を御確認いただき、入学校へ御連絡ください。

記

1 入学校について

- (1) 滞在先（尾張旭市内）の通学区域の学校で年齢相当の学年となります。
- (2) 体験入学期間は、原則として1か月以内となります。
- (3) 体験入学を実施する前に、入学校と面談をしていただきます。

2 体験入学に関わる費用負担について

- (1) 教科書や学用品などは個人で準備していただくこととなります。
- (2) 給食費は実費での支払いとなります。
- (3) 学習に係る費用は、すべて実費での支払いとなります。
- (4) 参加する授業によっては、健康診断等をお願いする場合がありますが、健診費用はすべて個人負担となります。

3 注意事項等について

- (1) 住民票が日本にある場合、体験入学の扱いとは異なります。体験入学希望の際は、確認をさせていただきますので、尾張旭市役所学校教育課学校教育係まで御連絡ください。

電話 0561-76-8178（直通）

- (2) 学校のきまりや約束を守り、学校の指導に従ってください。
- (3) 入学校は、通常の授業を実施している期間ですので、申込みされる場合は、授業を受ける気持ちで希望していただきますようお願いいたします。
- (4) 体験入学中、保護者又は親族の方が、体験入学される児童生徒の学校生活全般及びその際に生じる事故等について全責任をもつことが、受け入れの前提となります。
- (5) 体験入学中及び登下校時のけが（相手にけがをさせた場合も含む）の治療費や物品等を破損した場合の修繕費用については個人負担となりますので、旅行保険や個人保険等に参加されることをお勧めします。
- (6) 学校保健安全法で出席停止となる感染症に罹患している場合は登校できません。
- (7) 入学校の校長が、学校運営上支障があると判断した場合は、受け入れることができません。
- (8) 原則として、3月及び4月の体験入学は受け入れておりません。
- (9) 滞在先に保護者又は親族の方が御一緒にない場合、体験入学を受け入れることができません。
- (10) WHOの指定する結核高負荷国等に過去3年間に6か月以上居住歴のある場合は、結核診断を実費で受けていただく必要があります。診断結果を受け入れ先の学校へご提出ください。